

第三者評価結果

事業所名：スカイキング

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念をもとにした個別支援を行っています。事業所は個別に利用者との面談機会や適宜相談を受ける体制を整えており、職員はいつでも利用者一人ひとりの希望やニーズを聞き取って個別支援計画に反映し、作業活動に活かしています。作業内容はピザ作りの材料仕込み、作成、片付け作業、接客業務、店舗内外清掃、ピアス作り等の軽作業となっています。工程が細分化されているため、得意、不得意に分かれる場合が多くありますが、まずはやってもらいながら、職員との話し合いを重ねてエンパワメントの力を引き出すような支援を心がけています。昨年度末には利用者と職員が話し合い、生活上のルールを作成しています。また、職員は法人の人権委員会等の研修会に参加し理解を深めています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p><コメント> 契約時に利用者に、安全配慮義務、説明義務、守秘義務、身体拘束の禁止、虐待防止、苦情解決制度等の権利擁護についての説明を行っています。権利侵害における防止と早期発見については連絡帳等を通じて日頃から家族と連携を図るようにしています。苦情解決制度に関しては受付窓口として第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置しポスターを掲示しています。法人は職員による利用者への行動指針として「職員倫理行動綱領」「職員倫理行動マニュアル」を定めています。職員には「職員ハンドブック」が配布され、利用者を尊重する姿勢や虐待防止等について具体的に書かれており、職員に周知しています。また、法人主催の人権委員会の研修に参加する等職員間で共有しています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 個別支援計画は利用者一人ひとりの意向、希望や心身状況、生活習慣等を考慮し策定するようにしています。特に生活習慣を理解するためにはグループホーム、家族等との連携を図ることで自立への支援を行っています。基本的に本人ができることはしてもらい、職員は必要時に支援するようにしています。事業所は主にピザ等の軽食類を作り、提供する喫茶店作業とピアスやボールペン等を組み立てる軽作業を行っています。喫茶店ではピザ作り等の材料の計量と仕込み作業、接客業務、片付け作業、店内外の清掃が主な作業ですが、障がい特性により厨房作業や接客業務が苦手な場合もあります。その際には事務所内での軽作業を行うようにしています。利用者一人ひとりの個性を尊重しながらエンパワメントを引き出しつつ、自立に向けた取組を提供しています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者が来所すると、職員は体調チェックも兼ねて声かけを行うようにしています。コミュニケーションを図ることで、利用者の体調面や精神面の変化を感じるようにしています。朝礼ではホワイトボードにその日のスケジュールや作業分担を掲示し口頭で説明していますが、メモを取ることで安心感を得る利用者にはノートに記録してもらっています。事業所では月1回利用者一人ひとりに対して面接を行っています。利用者によっては面接担当者を代えて対応したり、また、日頃から利用者からの金銭管理における計算や外出時の交通手段の相談に乗る等コミュニケーションを図っています。意思表示や伝達が困難な利用者はいませんが、利用者からは配慮を期待する意見があります。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 職員は利用者の生活上の問題や悩み等に対して 定期的に面接を行うようにしています。また、作業活動中にも身体的、精神的な変化が見られた時には適宜面接し、利用者からの希望にも迅速に対応しています。利用者の相談については職員間で共有し、必要に応じてグループホーム、相談支援センターや障がい担当ケースワーカー等と情報を共有し必要な支援に繋げる場合もあります。業務日誌の中には面談（現利用者）の項目があり、相談内容は業務日誌に記録しています。その記録をもとに職員間で検討し、必要に応じて個別支援計画の見直しの際に反映し、作業内容の変更や調整を図ることに活かしています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 日中活動は利用者一人ひとりの状況を考慮した個別支援計画に沿って、活動を通して働く喜びや達成感や充実感が味わえるように支援しています。利用者の状況により接客業務、ピザ作り、軽食等の食品製造、販売を含めた喫茶事業、ピアス作りやボールペン作りを含めた軽作業等を提供しています。余暇活動では月1回「トランスフィットネス」を開催し、利用者は希望で参加しています。「トランスフィットネス」は脳トレ、ストレッチ、骨盤体操、チェアエクササイズ、マシントレーニングが用意され、身体機能向上ばかりでなく、気分転換を図ることもできる体操になっています。昨年度同様に今年度もコロナ禍にありレクリエーション活動は控えている状況ですが、今後再開していけるように検討中です。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 法人では自閉症に関する研修を実施し職員は参加しています。事業所では所長が講師になり、自閉症や統合失調症についての勉強会を行っています。勉強会では障がいの特質、症状、その対応について学んでいます。研修で習得した知識は利用者への個別の支援方法に繋げています。不適応行動等の行動障害の利用者については、医療ケースワーカー、相談支援センター等の関係機関と連携を図り対応するようにしています。日常的な支援では、障がい特性に配慮して、人と接することが苦手な利用者には接客業務ではなく事務所内で行う軽作業を提供し、手先の器用な利用者は細かい手作業、力のある利用者は箱折りをしています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 日常的生活支援については、利用者の個別支援計画にもとづいた支援を実施しています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 事業所内の設備は店内ホール、厨房、事務所、トイレ、更衣室となっており、利用者と職員は朝夕の清掃、消毒作業を行っています。店内ホールは落ち着いた雰囲気です。壁には大きなピザの絵や利用者の家族が描いた絵画が飾ってあります。テーブルと椅子は接客作業の動線を考慮して配置され、特にコロナ禍で、ソーシャルディスタンスにも配慮しています。エアコンや空気清浄機等が設置され、温度、湿度も適正に管理されています。トイレの清掃作業ではモップ掃除、床清掃、棒ブラシ擦り等の11項目の清掃手順のチェックシートが用意されており、厨房では「衛生チェックシート」により衛生管理が徹底されています。また、厨房内にはピザの作業手順表等も掲示されており、利用者は働きやすい環境になっています。所内は店舗が中心のため、十分に休息できる個室環境が整っていない状況にあります。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>事業所では作業活動を通じて、機能訓練、生活訓練に結び付くように支援しています。利用者によっては「セルフケアシート」を使用して自らの身体的、精神的状態を把握し、自立への訓練を行っています。「セルフケアシート」には「今日の私」として睡眠、食事、服薬、喘息・てんかん、通勤の身体的項目、「ウキウキ度、イライラ度、クタクタ度」の精神的項目、「私のリフレッシュ法」「今日の仕事内容」「話したい事」が記載されており、利用者が記入することにより利用者の状況を知ることができています。また、職員は利用者から相談された場合には「セルフケアシート」を参考に本人と話し合い、必要時には助言を行っています。ただし、現在は個別支援計画に落とし込んでいない状況にあり、今後検討していきたいと考えています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>希望する利用者は近隣のクリニックで年1回の健康診断を受けています。また、個別で受診している病院で健康診断を受けている利用者もいます。診断結果は事業所で管理しています。体重管理等が必要な場合は、グループホーム、家族と連携し、対応しています。服薬は基本自己管理ですが、利用者によっては所内に掲示してある「お薬カレンダー」を利用して昼の服薬を行っています。事業所は食品を扱っている関係上、毎日の体調チェックを徹底して行っています。利用者は来所時、体温、下痢、傷、服装、帽子、毛髪、履物、爪、指輪等、手洗いの項目をチェックし、セルフチェックの後、職員が再度確認しています。事業所では就労目的の福祉サービスを提供しているため、現在は入浴、排泄の支援を必要としている利用者はいません。また、健康管理に関して職員研修や個別指導も現在行っていない状況です。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>医療的な支援が必要な利用者はいないため非該当になります。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の希望と意向を把握し、その有する能力を活用して地域生活を営むことができるように学習、体験の機会を提供し、社会活動参加への参加を支援しています。事業所では、利用者が個別支援計画に沿って実習できるように、実習の受け入れ先の確保を行っています。その際には公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携し、利用者の適正や要望に応じた活動を提供しています。また、「施設外支援」として職員と一緒に外向いて一つの仕事を行う場合もあります。休日の利用者外出時の金銭管理の計算や交通手段等の相談には柔軟に対応しています。コロナ禍のため外出レクリエーション活動は行っておりませんが、今後は家族からの希望や意向を取り入れ、レクリエーション活動の中でも色々な体験を通して社会学習をする機会を作っていきたいと考えています。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>事業所では利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行を支援しています。昨年度1名の利用者が地域生活への移行を行っています。その際には事業所から本人に関する健康状態、社会生活、作業状況等の必要な情報を提供し、区役所の障がい担当ケースワーカーや生活保護担当ケースワーカー、生活支援センター、訪問看護ステーション等の関係機関と検討を重ね、本人が希望する生活を営めるように話し合いを行っています。日常生活においては調理、洗濯、掃除に関してヘルパーによる定期的な支援、金銭管理においては「あんしんセンター」の利用、健康管理では訪問看護の利用等お互いに連携が図れるような体制を整備しています。今後も定期的な支援を継続できるように情報共有を行っていきます。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 日々の利用者の生活や支援については連絡帳に記録し、家族と情報を共有しています。また、事業所から利用者、家族への連絡の際には、「開所時間の変更」「新型コロナウイルスの対応」「新年度に向けて」「夏季休暇について」等、資料配布を行って連絡内容を伝えています。利用者の体調不良等緊急時の対応方法については、重要事項説明書で契約時に説明し、同意を得ています。年2回個別支援計画の策定の際に、利用者、家族からの支援に対する意向、希望の確認を行うために連絡をしています。事業所ではコロナ禍の影響や本人の個人的理由により、出勤できない場合は「在宅における支援」を行っています。職員がメッセージカードを作成し、在宅で仕事を行ってもらえるように配慮しています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 障害児支援施設ではないため評価外となります。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	b
<コメント> 利用者の全体像からエンパワーメントを把握し、精神的・経済的に自立できる能力に繋げる支援に努めています。ピザの工程や接客業務など、それぞれの一連の作業において得手不得手を把握し、分業的に関われる作業を提供しています。作業ルールも繰り返し口頭や写真、イラストを付けるなど、迷わずに作業が進められる工夫をしています。働くことのイメージが湧くように就労に繋がる講演会に参加したり、働くことが工賃アップに繋がることなども説明していますが、次の行動までには至らず、さらに工夫が必要だとしています。仕事や支援内容の報告は、月1回、工賃を渡す時に面談し、本人の意向や満足度などを確認しています。就労に繋がる支援は、関係する民間企業、サポートする事業所関係、家族などと連携を取りながら行っています。事業所の利用者が非常勤で就労した前例があります。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 利用者の意向や心身の状況、生活習慣などに配慮した作業時間、内容、工程を決めています。また、本人の得手不得手を把握し、喫茶店業務の部分的な作業やバックヤードでの軽作業など、仕事内容を選択することができます。今年度からアセスメント結果票を作成しています。利用者の達成状況を半年ごとに評価するシートを作成し、本人との面談で希望する仕事、障害に合わせた作業内容や工程を個別指導計画に記載しています。工賃規定があり、工賃を支給する目的・工賃支給対象・工賃支給に関する内容などを分かりやすく文書化し、工賃の支払いの仕組みや売り上げを説明しています。職員は下請け先の開拓や工賃アップに繋がる取組に努力、工夫しています。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	b
<コメント> 障害者就業・生活支援センターやハローワークなどとの連携はこまめに行っています。利用者の職場実習に協力してくれる企業や特例小会社などの開拓を行っていますが、まだ、全体的に不十分だとしています。作業所は今後も引き続き関係機関と連携し、就職活動支援を拡充していく必要があると考えています。	